

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 8年 4月 1日

国土交通省
物流・自動車局 貨物流通事業課長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令及び条項

貨物自動車運送事業法第3条（一般貨物運送事業許可）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る具体的な事実

建設工事で使用する製材を製材所から建設現場までクレーン付きのユニック車で運送し、現場で玉掛けした製材を設計図書に基づいてクレーンで据付・設置を含む揚重作業を行う。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

建設現場で製材をクレーンで揚重するにあたっては、固定のための玉掛けやクレーン操作などの専門技術が必要であり、建方を行う大工との連携も必要である。

また、揚重作業は前後の工程と連動して行う必要があるため、工事の進捗状況により作業時間が左右される。

建設現場での揚重作業を請け負うため、運送行為の対価としての有償性は無く、運送の際の運転は揚重作業を行う自社の作業員が行う。

以上のことから当該運送行為は、建設工事の施工という生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であるため一般貨物運送事業の許可は不要であると考えます。

4. 連絡先

